

豊田市地域子ども会活動費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、豊田市補助金等交付規則（昭和45年規則第34号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊田市地域子ども会活動に対する補助金の交付に関し、必要な事項を定める。

(補助金の交付目的)

第2条 この補助金は、交付することにより、子ども会活動の活性化を図ると同時に地域社会における児童の福祉の増進に資することを目的とする。

(補助事業者)

第3条 補助金の交付対象者（以下「補助事業者」という。）は、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 豊田市子ども会育成連絡協議会（以下「市子連」という。）
- (2) 地域子ども会助成事業運営要綱（以下「子ども会要綱」という。）（別添1）に該当する子ども会のうち市子連未加入の子ども会
- (3) ジュニアクラブ助成事業運営要綱（以下「ジュニアクラブ要綱」という。）（別添2）に該当するジュニアクラブ

(補助事業)

第4条 補助金の交付対象となる事業（以下、「補助事業」という。）は、補助事業者が青少年の健全育成を目的として行なう事業で、次に掲げるものとする。ただし、事業の目的は地域奉仕、社会参加活動に限る。

- (1) 子どもが参画し、活動する事業
- (2) 研修研究事業
- (3) 情報交換事業
- (4) 広報活動事業
- (5) 一般事務事業

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助事業に要する経費のうち、報償費、旅費、需用費、役務費、使用料及び賃借料とする。

(補助金額及び限度額)

第6条 補助金の額は、毎年度予算の定める範囲内において、前条に定める補助対象経費の3分の2以内とする。

- 2 前項の規定にかかわらず補助金の限度額は、第3条第1号に定める市子連については市子連に加入する子ども会を算定基準として別表第1に定めるところにより算定した額を合算した額とする。同条第2号に定める子ども会については別表2、同条第3

号に定めるジュニアクラブについては別表3のとおりとする。

(補助金交付申請)

第7条 補助金の交付を受けようとするものは、補助金交付申請書に必要書類を添えて、毎年度4月30日までに市長に提出しなければならない。

(交付の通知)

第8条 市長は、前条の規定による補助金交付申請書を受理したときは、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、当該申請者に交付する旨を通知する。

2 前項に該当しないものには、交付しない旨を当該申請者に通知する。

(実績報告書の提出及び確定通知の交付)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、完了の日から起算して30日を経過した日又は翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに、実績報告書に必要書類を添えて市長に提出しなければならない。

2 市長は、補助事業等実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金等の額を確定し、補助金等確定通知書により通知し、交付するものとする。

(補助の条件)

第10条 補助事業者は、補助金の交付を受けるために、次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) 会則を整備し、組織の構成を明確にしておくこと。
- (2) 事業の記録、会計簿等必要な書類を具備し、補助金等の使途を明らかにしておくこと。

(端数処理)

第11条 補助金の額の決定にあたっては、算出された額に千円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(交付の方法)

第12条 補助金は、その全額を概算払いにより交付するものとする。

(検査)

第13条 市長は、補助事業者に対し、補助金の交付の目的を達成するために必要があると認めるときは、事業に関する資料の提出を求め又は検査を行うことができる。

(書類等の整備)

第14条 補助事業者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、その証拠書類を整備し、事業完了後5年間保管しておくこと。

(交付取り消し又は補助金の返還)

第15条 市長は、交付決定通知書の交付を受けたものが次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付されている補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この要綱に違反したとき
- (2) 補助金を補助事業以外の用途に使用したとき
- (3) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき

(その他の事項)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日以前にこの要綱の規定に基づき既になされた交付申請に係る補助金の交付に関しては、同日後も、なおその効力を有する。

別表1 (第6条第2項関連)

子どもの数	補助金限度額
30人未満	32,000円
30人～69人	35,000円
70人～99人	37,000円
100人以上	39,000円

別表2 (第6条第2項関連)

子どもの数	補助金限度額
30人未満	28,000円
30人～49人	30,500円
50人～99人	32,500円
100人以上	34,500円

別表3 (第6条第2項関連)

子どもの数	補助金限度額
30人未満	30,000円
30人～49人	33,000円
50人～99人	35,000円
100人以上	37,000円